

湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律要綱

第一 湖沼水質保全基本方針の記載事項の見直し

湖沼水質保全基本方針の記載事項に流出水対策地区の指定、湖辺環境保護地区の指定に関する事項を追加するものとする。 （第二条第二項第二号関係）

第二 湖沼水質保全計画の見直し

一 湖沼水質保全計画の計画策定期間を各指定湖沼ごとに定めることができることとする。 （第四条

第一項関係）

二 湖沼水質保全計画の記載事項として、湖沼水質保全計画の計画期間、浄化槽の整備を追加するものとする。 （第四条第三項関係）

三 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、公聴会の開催等指定地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないものとする。 （第四条第四項関係）

第三 既設の湖沼特定事業場に係る適用除外の解除

第七条第一項の規制基準の適用の際現に指定地域において湖沼特定施設を設置している者（設置の工事をしていない者等を含む。）の当該湖沼特定施設を設置する湖沼特定事業場に係る規制基準の適用除外を除するものとする。 （第十一条関係）

第四 流出水対策の推進

一 都道府県知事は、湖沼水質保全基本方針に基づき、指定湖沼の水質の保全を図るために流出水（水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設及び指定施設から排出される水並びに同条第八項に規定する生活排水以外の水であつて、指定地域内の土地から指定湖沼に流入するものをいう。以下同じ。）の水質の改善に資する対策（以下「流出水対策」という。）の実施を推進する必要があると認める地区を、流出水対策地区として当該指定湖沼に係る指定地域内に指定することができることとする。 （第二十五条第一項関係）

二 都道府県知事は、流出水対策地区を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならないものとする。 （第二十五条第二項関係）

三 都道府県知事は、流出水対策地区の指定をしたときは、その旨を公表するとともに、当該流出水対策

地区をその区域に含む市町村に通知しなければならないものとする。こと。（第二十五条第三項関係）

四 都道府県知事は、一により流出水対策地区を指定したときは、湖沼水質保全計画において、当該流出水対策地区における流出水対策の実施を推進するための計画（以下「流出水対策推進計画」という。）を定めなければならないものとする。こと。（第二十六条第一項関係）

五 流出水対策推進計画においては、次の事項を定めるものとする。こと。（第二十六条第二項関係）

- (1) 流出水対策の実施の推進に関する方針
- (2) 流出水の水質を改善するための具体的方策に関すること。
- (3) 流出水対策に係る啓発に関すること。
- (4) (1)から(3)までのほか、流出水対策の実施の推進のために必要な措置に関すること。

六 都道府県は、広報活動等を通じて、流出水対策推進計画の意義に関する流出水対策地区内の住民の理解を深めるとともに、流出水対策推進計画の実施に関する流出水対策地区内の住民の協力を求めるよう努めなければならないものとする。こと。（第二十七条関係）

七 都道府県知事は、流出水対策推進計画を実施するために特に必要があると認めるときは、流出水対策

地区内の土地であつて、流出水の汚濁の原因となる物が著しく発生していると認められるものの所有者、管理者又は占有者に対し、流出水対策を実施するよう必要な指導、助言及び勧告をすることができることとする。こと（第二十八条関係）

第五 湖辺環境等の保護

一 湖辺環境保護地区の指定

(1) 都道府県知事は、湖沼水質保全基本方針に基づき、指定湖沼の水質の保全を図るために、湖沼の水辺地及びこれに隣接する水域のうち、植物（湖沼の水質の改善に資するものとして環境省令で定めるものに限る。以下同じ。）が生育している地区の自然環境（以下「湖辺環境」という。）を保護する必要があると認めるときは、当該地区を湖辺環境保護地区として当該指定湖沼に係る指定地域内に指定することができることとする。こと（第二十九条第一項関係）

(2) 都道府県知事は、湖辺環境保護地区を指定しようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、公聴会の開催等指定地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないものとする。こと（第二十九条第二項関係）

(3) 都道府県知事は、湖辺環境保護地区を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、当該湖辺環境保護地区に係る指定湖沼を管理する河川管理者に協議しなければならないものとする。こと。（第二十九条第三項関係）

(4) 都道府県知事は、湖辺環境保護地区の指定をしたときは、その旨を公表するとともに、当該湖辺環境保護地区をその区域に含む市町村に通知しなければならないものとする。こと。（第二十九条第四項関係）

二 湖辺環境保護地区内における行為の届出等

(1) 湖辺環境保護地区内において、次の行為をしようとする者は、都道府県知事に対し、環境省令で定めるところにより、行為の種類、場所並びに開始及び終了の時期その他環境省令で定める事項を届け出なければならないものとする。こと。（第三十条第一項関係）

イ 植物を採取し、又は損傷すること。

ロ 水面を埋め立て、又は干拓すること。

ハ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

二 イから八までのほか、湖辺環境の保護に支障があると認められる行為として政令で定める行為をすること。

(2) 都道府県知事は、指定湖沼の湖辺環境を保護するために必要があると認めるときは、湖辺環境保護地区内において(1)により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、その湖辺環境を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができるとすること。(第三十条第二項関係)

(3) (2)の処分は、(1)の届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができるとすること。(第三十条第三項関係)

(4) 都道府県知事は、(1)の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他(3)の期間内に(2)の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、(3)の期間を延長することができるとすること。この場合においては、(3)の期間内に、(1)の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならないものとする。(第三十条第四

項関係)

(5) (1)の届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならないものとする。こと。（第三十条第五項関係）

(6) 都道府県知事は、指定湖沼の湖辺環境の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、(5)の期間を短縮することができる。こととする。こと。（第三十条第六項関係）

(7) (1)から(6)までにかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、(1)の届出をすることを要しないものとする。こと。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、(1)の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならないものとする。こと。（第三十条第七項関係）

(8) 都道府県知事は、(7)の通知があつた場合において、湖辺環境保護地区の湖辺環境を保護するために必要があると認めるときは、当該通知をした国の機関又は地方公共団体に対し、湖辺環境の保護のために執るべき措置について協議を求めることができる。こととする。こと。（第三十条第八項関係）

(9) 次の行為については、(1)から(8)までは、適用しないものとする。こと。（第三十条第九項関係）

イ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、指定湖沼の湖辺環境の保護に支障を及ぼす

おそれがないと認められるものとして環境省令で定めるもの

ロ 湖辺環境保護地区が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為

ハ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

二 河川法第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定又は同法第二十八条若しくは第二十九条（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可を要する行為

ホ 河川法第二十八条又は第二十九条（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく政令又は都道府県の条例の規定により制限された行為

三 原状回復命令等

(1) 都道府県知事は、指定湖沼の湖辺環境の保護のために必要があると認めるときは、その必要限度において、二(2)の処分に違反した者又はその者からその行為の行われた土地についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、こ

れに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができることとする。 (第三十一条第一項 関係)

- (2) (1)により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができることとする。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならないものとする。 (第三十一条第二項 関係)

- (3) (2)により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならないものとする。 (第三十一条第三項 関係)

四 報告及び検査等

- (1) 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、二(2)又は三(1)の処分を受けた者に対し、

当該処分に係る措置の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、湖辺環境保護地区内の土地若しくは建物内に立ち入り、二(1)イから二までの行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の湖辺環境に及ぼす影響を調査させることができることとする。 (第三十二条第一項関係)

(2) (1)の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならないものとする。 (第三十二条第二項関係)

(3) (1)の立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないものとする。 (第三十二条第三項関係)

五 公害等調整委員会の裁定

(1) 二(2)又は三(1)の都道府県知事の処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができることとする。この場合には、行政不服審査法による不服申立てをすることができないものとする。 (

第三十三条第一項関係)

- (2) 行政不服審査法第十八条の規定は、(1)の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができ旨を教示した場合について準用するものとする。 (第三十三条第二項関係)

六 損失の補償

- (1) 都道府県は、二(2)の処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならないものとする。 (第三十四条第一項関係)

- (2) (1)の補償を受けようとする者は、都道府県知事にこれを請求しなければならないものとする。

(第三十四条第二項関係)

- (3) 都道府県知事は、(2)の請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならないものとする。 (第三十四条第三項関係)

七 訴えの提起

- (1) 六(3)の決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六月以内に訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができることとする。 (第三十五条第一項関係)

- (2) (1)の訴えにおいては、都道府県を被告とするものとする。 (第三十五条第二項関係)

第六 罰則

第五の二(2)又は三(1)の命令に違反した者等に対し所要の罰則を適用するものとする。 (第四十四条、第四十五条及び第四十六条関係)

第七 その他

罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこととする。

第八 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第二条の改正規定は公布の日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第二条関係)

三 関係法律について所要の改正を行う。 (附則第三条関係)